国民年金保険料の納付が困難な方へ

保険料を納めることが困難な場合、ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる『国民年金保険料の免除・納付猶予制度』があります。

メリット1　免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）
※ 納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット2　万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

①②のいずれかに該当する方は特例免除の申請が可能です！

①退職（失業等）により納付が困難な方

対象となる方

申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方
※退職（失業等）された方の前年の所得 をゼロとして審査します。

保険料の納付が免除される期間

失業等のあった月の前月から翌々年６月まで

免除等申請ができる期間は次のとおり

過去期間…申請書が受理された月から２年１か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。
将来期間…翌年６月（１月～６月に申請したときは、その年の６月）分まで。

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

以下のいずれにも該当する方は対象となります

〇新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

⇒　令和２年２月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

〇所得が相当程度まで下がった場合

⇒　令和２年２月以降の所得の状況からみて、所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※２）（※３）になることが見込まれる方

※1 令和２年２月以降の任意の月における所得額を 12 か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。
※2 所得見込額が全額免除基準相当（例：単身世帯の場合は５７万円以下）や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。
※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が上記のいずれにも該当するときにも、この簡易な手続による申請ができます

保険料の納付が免除される期間

令和元年度分 ⇒ **令和２年２月分～令和２年６月分**
令和２年度分 ⇒ **令和２年７月分～令和３年６月分**

令和元年度分と令和２年度分の２年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。
なお、すでに令和元年度分を申請され承認を受けている方につきましては、令和２年度分のみを申請してください。

手続きに必要な書類や提出先、提出方法などについては、住民課戸籍担当までお問い合わせください。
申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。
申請を行う場合は、すみやかに必要書類を提出してください。

問　住民課戸籍担当　☎ 56-2123

北海道179市町村応援大使2020 ファイターズ謎解き?!

写真を参考に「応援大使」に関わる隠された4文字を見つけよう!

1 □□□□□□□
2 □□□□
3 □□□□□□□
4 □□□□

©H.N.F

ファイターズ 応援大使連載企画 Vol.5

今月は、『応援大使』に関する謎解きを出題します！正解者の中から抽選で18名様に「選手の直筆サインボール」をプレゼントします！

応募方法

謎を解いて、解答ページに「隠された4文字」を記載して郵送または下記URL、QRコードよりご応募ください。

解答ページ

URL：https://form.fighters.co.jp/hokkaido179_quiz2020_02/

※解答ページは11月１日（日）より閲覧できます。

郵送先

〒062-8656　北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1番地
㈱ファイターズ スポーツ＆エンターテイメント
地域連携グループ　応援大使プロジェクト係
※お名前、ご住所、ご連絡先、隠された4文字を明記の上、郵送ください。

謎解きチャレンジの応募締め切りは

11月23日(月祝) 必着

※当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。プレゼントの選手は選べません。

応援大使選手とのオンライン交流会

12月6日（日）に、応援大使選手とのオンライン交流会を開催いたします。
また、交流会の前後では、各会場にて特別映像の上映や豪華賞品が当たる抽選会を実施いたします。
時間や場所などの詳しい情報は、11月下旬に占冠村のホームページに掲載いたします。
どうぞ楽しみに。